久米島町国民健康保険高額療養費「申請手続の簡素化」について

これからは高額療養費申請手続が楽になります！

　令和３年１０月より久米島町では、昨今のコロナ渦における３密対策や支給対象者となる方の負担軽減を目的として、高額療養費の支給申請を簡素化します。

　今まで高額療養費の支給を受けるためには、福祉課窓口にて支給申請書と医療機関等の領収書を添えて提出していただいておりましたが、「申請手続きの簡素化」に伴い、申請書の押印と医療機関等の領収書の提出が不要となります。

|  |
| --- |
| **開始月** |

　令和３年１０月から（10月以前に通知はがきが届いており未申請の方も可）

|  |
| --- |
| **申請方法** |

　〇高額療養費該当世帯は申請書と通知はがきを各世帯に郵送します。

　〇支給申請書に振込先の記入（初回申請の方は通帳の写しを添付）し久米島町役場福祉課まで郵送か直接役場まで提出してください。（総合窓口も可）**申請書の押印と領収書の添付は不要です**。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請書送付 | 毎月1日～5日ごろ |
| 振込 | 翌月中旬ごろ　例）8月中申請→9月22日振込  ※月末締め切りです。申請はお早めに。 |
| 決定通知 | 支給が決定した世帯には世帯主宛に通知を翌月中旬ごろ送付します。 |

※必要に応じて領収書の提出を求める場合がありますので、引き続き領収書は大切に保管ください。

|  |
| --- |
| **支給対象世帯** |

1. 医療費が定められた限度額を超えた世帯
2. 久米島町国民健康保険税の滞納がない世帯

|  |
| --- |
| **不支給となる世帯** |

　以下のいずれかに該当した場合、不支給となります。

1. 久米島町国民健康保険税の滞納が確認された場合
2. 医療機関等へ一部負担金の未納がある場合
3. 第三者行為（交通事故等）による治療を受けている場合
4. 指定された振込先金融機関口座に振り込みができなかった場合



|  |
| --- |
| **問い合わせ（支給申請書送付先）** |

　久米島町役場　福祉課　③保険・年金班

　〒901-3193　久米島町比嘉２８７０番地

　電話：０９８－９８５－７１２４